

事例番号:320187

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 6 日

5:50 頃 突然持続性の腹痛あり

7:30 搬送元分娩機関に来院

7:39 胎児心拍数 100 拍/分台

8:00 超音波断層法で、胎盤早期剥離の診断

8:27- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 90-105 拍/分前後の徐脈あり

8:45 母体搬送され当該分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 6 日

9:01 帝王切開により児娩出、子宮のケーベル徴候あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 6 日

(2) 出生時体重:2400g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.71、BE -34.0mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 3 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、新生児呼吸窮迫症候群、肺出血、痙攣

(7) 頭部画像所見:

生後 13 日 頭部 MRI で基底核、視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、准看護師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 4 名、小児科医 2 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症によって、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考ええる。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 36 週 6 日の 5 時 50 分頃またはその少し前の可能性があると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価 (2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関で、妊産婦から突然の持続性の腹痛がある旨の電話を受けて、すぐに来院を促したことは適確である。

(2) 搬送元分娩機関に来院後の対応(ハイタルシイ測定、分娩監視装置装着、超音波

断層法による胎盤の確認)は、一般的である。

- (3) 搬送元分娩機関で、妊産婦の症状、超音波断層法の所見などから常位胎盤早期剥離と診断し、母体搬送を決定し、搬送したことは、いずれも一般的である。
- (4) 当該分娩機関の来院時と入院時の対応(ハタリイ測定、超音波断層法)、および直ちに帝王切開を決定したことは、いずれも適確である。
- (5) 入院および帝王切開決定から 16 分後に児を娩出したことは適確である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、常位胎盤早期剥離が認められた場合に、リスク因子の解明に寄与する可能性がある。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

分娩監視装置の記録を保存できる体制を整備することが望まれる。

【解説】医師法にて「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。」「前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、5 年間これを保存し

なければならない。」と定められており、また保険医療機関及び保険医療療養担当規則では、「保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とする。」と定められている。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

病院外や一次医療機関において発生した妊産婦傷病者に対して救急医療を迅速に提供するため、ひきつづき地域周産期救急医療体制の充実を図ることが望まれる。